付表

1 事業計画名	2 供与限度額	3 利子率（パーセント）	4 償還期間	5 支出期間（借款契約の発効の日の後）
1 全国基幹送変電設備整備計画フェーズ1	二百四十六億七千八百万円	○・○一	十年の据置期間の後三十年	十年
2 通信網改善計画	百五億円	○・○一	十年の据置期間の後三十年	九年

総額　三百五十一億七千八百万円

（ミャンマー側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をミャンマー連邦共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年三月二十六日にネーピードーで

ミャンマー連邦共和国
財務副大臣　リン・アウン

ミャンマー連邦共和国駐在
日本国特命全権大使　樋口建史閣下

○外務省告示第百三十三号

別表上欄に掲げる無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限は、別表中欄の日に行われた口上書の交換により別表下欄の日まで延長された。

平成二十七年四月十三日

外務大臣　岸田　文雄

取極	贈与の供与期限の延長のための口上書の交換の日付	延長後の贈与の供与期限
マプト魚市場建設計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の交換公文（平成二十四年二月二十一日付け）	平成二十七年二月十二日	平成二十九年一月三十一日

○外務省告示第百三十四号

平成二十七年三月三十一日にコトヌで、アトランティック県アラダ病院建設・整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がベナン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　アトランティック県アラダ病院建設・整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十九億円

3　贈与の供与期限　平成三十一年九月三十日まで

4　署名者

日本側　塚原大貳在ベナン大使

ベナン側　ナシル・バコ・アリファリ外務・アフリカ統合・仏語圏・在外ベナン人大臣

平成二十七年四月十三日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省
環境省告示第一号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十七年三月三十日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成二十七年四月十三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
環境大臣　望月　義夫

1　承認番号　15－36Ｖ－0001

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	杏林製薬株式会社　代表取締役社長　宮下　三朝 東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	ヒトREIC/Dkk-3タンパク質を発現する非増殖性遺伝子組換え５型ヒトアデノウイルス（Ad5-SGE-REIC/Dkk-3）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	治療施設におけるヒト遺伝子治療を目的とした使用、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	1　希釈液の調製 (1)　Ad5-SGE-REIC/Dkk-3原液は、バイアルに封入したものを容器に密封した状態で、治療施設内のＰ２レベルの拡散防止措置（研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学省・環境省令第１号）別表第二第二号に掲げる拡散防止措置をいう。）を執ることができる実験室のディープフリーザーに保管する。 (2)　凍結状態のAd5-SGE-REIC/Dkk-3原液の融解、希釈及び分注の操作は、実験室内の安全キャビネット内で実施する。 (3)　Ad5-SGE-REIC/Dkk-3原液から所定の濃度に調製された溶液（以下「希釈液」という。）は、二重に密封した容器に入れて、他の区域と明確に区別された治療室（以下単に「治療室」という。）に運搬する。 2　患者への投与 (1)　希釈液の患者に対する投与は、治療室内において実施する。 (2)　希釈液は、胸腔内への投与にあってはあらかじめ留置されている胸腔内カテーテルチューブを、胸膜腫瘍内への投与にあっては注入用穿刺針をそれぞれ用いて、ＣＴ等の監視下で注入する。 (3)　希釈液の注入部位の周辺には、滅菌された不織布を二重に敷き詰める。 (4)　希釈液の注入操作は、慎重に行い、Ad5-SGE-REIC/Dkk-3の漏出及びエアロゾル化を最小限に留める。